

新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)のお知らせ

【追加接種の対象者】

2回目の接種を終了した日から、原則8か月以上経過した18歳以上の方が対象です。
ただし、国の方針により前倒しの接種が可能です。

前倒し接種の該当者

- ・医療従事者等：2回目接種完了から6か月以上
- ・高齢者施設等の従事者、入所者：2回目接種完了から6か月以上
- ・65歳以上の方：(令和4年3月以降は)2回目接種完了から6か月以上
- ・上記以外の一般の方：(令和4年3月以降は)2回目接種完了から7か月以上
(令和4年1月13日時点の情報です。今後変更となる可能性があります。)

【追加接種の接種券等の発送時期】

2回目接種の完了時期	主な対象者	発送時期(予定)	町の集団接種を希望する場合
令和3年3月～7月末	医療従事者等	発送済	予約が必要
令和3年5月27日～ 7月20日まで	一般(主に65歳以上)	発送済	予約は不要 ※日時を指定して通知、 キャンセルや変更の場 合は手続きが必要です。
令和3年7月15日～ 8月8日まで		2回目の接種日から6か月が到 達する時期に順次発送します。	
令和3年8月9日以降	一般		予約が必要

【追加接種を受ける場合のお願い】

- ・当日は、**案内通知封筒の中身一式**(予診票・予防接種済証等)及び**本人確認書類**(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)を忘れずに持参してください。
- ・**予診票は必ず持参してください。予診票が無いと接種を受けることができません。**
- ・半袖のTシャツやポロシャツ等、肩が出しやすい服装でお越しください。また、冬場は冷えますのでカーディガンやジャンパー等、半袖の上に羽織って簡単に脱ぎ着できる暖かい服装でお越しください。

【1回目・2回目の接種を希望される方へ】

- ・様々な事情で接種の機会を逃してしまった方、12歳に到達した小学6年生で接種を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【1回目・2回目接種後に本町に転入された方・海外で接種を受けた方へ】

- ・追加接種の予診票、接種済証を本町から発行する手続きが必要となりますので、下記までお問い合わせください。

▼問い合わせ先=新型コロナウイルスワクチン接種対策班 ☎569126

ライフ3s事務所

相続・遺言・不動産、街なか相談室

遺言及び相続手続きのお手伝いを行います。
予約による無料(訪問)相談を行っております。お気軽にお電話ください。

行政書士 関康雄 事務所 ライフ3s不動産

上三川町大字上蒲生 2115-8 (やしお幼稚園北側)

TEL・FAX：0285-21-5780 URL：https://life3s-office.com/

かみたん LINE スタンプ



～好評配信中！～



日常で使いやすいボクたんのスタンプが
配信されているよ！スタンプをいっぱい
使って会話を楽しもう♪ かみたんより

※ダウンロードには、50コイン(120円相当)が必要となります。

▼問い合わせ先=企画課 情報広報係 ☎56-9117

DLはコチラから！



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。

臨時特別給付金について

長引く新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯や住民税非課税世帯等を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

●子育て世帯への臨時特別給付金

本町では所得制限を撤廃し、すべての18歳以下の子どもに支給します。

▼支給額=18歳以下の子ども一人あたり10万円(現金一括)

▼対象者=子どもを養育し、次の要件のいずれかに該当する方

	対象者	申請要否	申請期限
①	令和3年9月分の児童手当を本町から受給している方	申請は不要	振込済
②	令和3年9月分の特例給付を本町から受給している方	申請は不要	2月15日(火)振込予定
③	令和3年9月分の児童手当を所属先から受給している公務員	申請が必要	2月28日(月)必着
④	平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた子どもの保護者		
⑤	令和3年11月1日から令和4年3月31日に生まれた子どもの保護者	申請が必要	4月15日(金)必着
⑥	18歳以下の子どもを養育しているが離婚により給付金を受給できなかったひとり親(まずは、お電話でご相談ください。)	申請が必要	2月28日(月)必着

※申請時の添付書類、その他制度の詳細については、町ホームページをご覧ください。



▼問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎569130

●住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

▼支給額=1世帯あたり10万円

▼対象世帯=次の要件のいずれかに該当する世帯

	対象者	申請要否	申請期日
①	令和3年12月10日時点において本町に住所があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯	申請は不要	
②	①以外の世帯のうち、本町に住所があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	申請が必要	3月1日(火)~9月30日(金)

※①については、町から確認書を送付しますので、内容を確認後ご返送ください。

なお、令和3年12月11日以降に転入された方は、以前にお住まいであった市区町村へお問い合わせください。

※申請時の提出書類、その他制度の詳細については、町ホームページをご覧ください。



▼問い合わせ先=健康福祉課 福祉人権係 ☎569128

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油
暮しの店 **海老原善次商店**

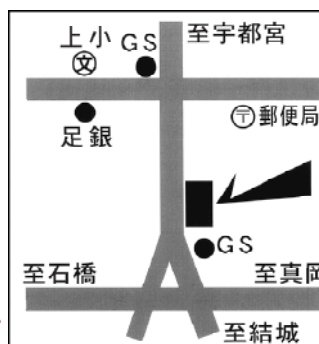
商品1個から配達します。お気軽にご注文ください。 ☎ 0285-56-2065

ギャラリー & 多目的スペース

やねうら

ご利用を、随時受け付けています。お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <http://ebiharashouten.com/>



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。